

令和 9 年度富山県立学校における
新入生の学習者用端末販売に係る業務協定

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月 30 日

富山県教育委員会 教育企画課

1 趣旨

本県では、富山県立高等学校及び特別支援学校高等部（以下「県立学校」という。）において、令和7年度入学生から個人所有端末による学習へ移行している。

県立学校へ入学する生徒の保護者等が学習者用端末を準備するにあたり、スケールメリットを生かした端末価格の設定に加え、上限価格の範囲内でより性能の高い端末を、分かりやすい販売方法で提供できる斡旋事業者を選定することが必要である。

低価格で優れた端末を分かりやすい販売方法で提供する斡旋事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2 概要

（1）業務協定の名称

令和9年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定（以下「本業務協定」という。）

（2）業務内容

「令和9年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定 仕様書」のとおり

（3）協定期間

協定締結日から令和9年11月30日までを予定

（4）学習者用端末販売価格1台あたり上限額（税込）

上限額は端末本体価格とし、端末保証およびオプション項目の価格を含まない。

A 端末（Chrome） 85,000 円（税込み）

B 端末（Windows） 100,000 円（税込み）

C 端末（iPad） 85,000 円（税込み）

【補足】

・本業務協定に基づく富山県教育委員会（以下「県教委」という。）の費用負担は一切発生しないこと

3 今後のスケジュール（予定）

項 目	日 程
募集公告（ホームページ掲載）	令和8年10月30日（金）
質問受付期限	令和8年11月20日（金）午後3時
プロポーザル参加申請書提出期限	令和8年11月26日（木）午後3時
提案書等提出期限	
提案書等の仕様適合確認結果通知	令和8年12月3日（木）まで
審査（プレゼンテーション・質疑）	令和8年12月10日（木）
審査結果の通知、協定候補者決定	令和8年12月中旬（17日頃を予定）

4 プロポーザル参加申込手続

(1) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の書類を提出すること

ア 提出方法

次の①～⑥を電子データ（PDF）で一つのフォルダにまとめて圧縮し、教育企画課（「10 事務担当」を参照）へ電子メールで送付すること。なお、電子メールの件名は「【事業者名】新入生の学習者用端末販売に係る業務協定参加申込」とし、電話で到達確認すること。

- ①【様式1】参加申込書
- ②【様式2】会社概要等整理表
- ③【様式3】申告書
- ④【様式4】協定（受注）実績整理表（協定（契約）書の写し及び業務の完了を確認できる書類（販売台数を確認できるもの）を添付）
- ⑤ 法人の場合、登記（現在）事項証明書（写不可）
- ⑥ プライバシーマークの付与又は ISO27001 の認証を取得していることを証する書類。（写可）

イ 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす法人若しくは団体（以下「法人等」という。）とする。

- ①提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- ②端末の調達に関して、令和4年度以降の類似した実績（1,000台以上）が1件以上あること。
- ③プライバシーマークの付与又は ISO27001 の認証を取得していること。
- ④本プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- ⑤常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑧次にいずれにも該当しないこと。

（ア）役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- (キ) 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (ク) 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- (ケ) 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- (コ) 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同業第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- (サ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- (シ) 県税を滞納している者
- (ス) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項 10 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- (セ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

（２）質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「【様式 6】質問書」により教育企画課（「10 事務担当」を参照）へ電子メールにて送付し、電話で到達確認すること。

回答は質問した事業者名を伏せて随時県ホームページで行う。

5 提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～④を電子データ（PDF）で一つのフォルダにまとめて圧縮し、教育企画課（「10 事務担当」を参照）へ電子メールで送付すること。なお、電子メールの件名は「【事業者名】新入生の学習者用端末販売に係る業務協定提案書等」とし、電話で到達確認すること。

審査において、提案書等の閲覧はパソコン等で行うことから、提出書類は文字の大きさ等に配慮し、ファイルサイズもできるだけ小さくすること。

なお、提出するファイルの合計容量が 10MB を超える場合は、前日までに事務担当に連絡すること。大容量ファイルの送信方法について、別途連絡する。

①提案書（様式任意）

- ・ A 4 版横で 20 ページ以内とする（表紙や目次は数えない）。表紙には「令和 9 年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定提案書」と記載し、その下に事業者名を記載すること。また、目次を除く各ページの下部中央にページ番号を記載すること。
- ・ 提案書には、審査基準の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。記載の順序は、原則として審査基準の順とする。
- ・ 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げない。

②【様式 5】見積書

- ・ Chromebook 及び Windows 端末、iPad 1 台当たりの単価を記載すること。
- ・ 保証期間は、3 年間保証及び 4 年間保証の 1 台当たりの価格を別途記載すること。
- ・ オプションを提案する場合は 1 台当たりの価格を別途記載すること。

③提案端末仕様適合証明書類

提案する Chromebook 及び Windows 端末が仕様を満たすことを証明できるように、次のいずれかを提出すること。

- ・ メーカーのカatalog（複数機種の記事がある場合は、提案機種にマーキング等をする事。メモリ容量等について複数の容量の記事がある場合は、提案機種の容量にマーキングをする事。他の仕様についても同様とする。）
- ・ メーカーが発行する出荷予定の端末の仕様を証明する書類

④EC サイトの画面イメージ

EC サイトの各画面のイメージを提出すること（様式任意）。適宜、簡潔な説明を加えること。

(2) 実機審査について

提案する Chromebook 及び Windows 端末の実機各 1 式（電源アダプタ、デタッチャブル型の場合はハードウェアキーボード等を含む。）の実機審査を行う。

審査に使用する実機については、教育企画課が本プロポーザルに参加する事業者、または端末製造メーカーと調整し用意する。

6 審査及び結果通知

(1) 選定方法

- ア 端末価格が上限額を超えるなど、仕様や本プロポーザルの条件等を満たさない場合は、失格とする。
- イ 提案書の審査にあたっては、審査会を設置し、プレゼンテーション・質疑、実機による審査を行う（「7 提案内容の確認及びプレゼンテーション・質疑」を参照のこと）。
- ウ 提案内容及び価格について審査を行い、技術点と価格点の合計により各提案者の順位を決め、第 1 位の者を協定候補者とする。
- エ 最高得点の者が同点の場合、技術点が高い事業者を協定候補者とする。合計点、技術点とも同点の場合は、抽選で協定候補者を決定する。

(2) 審査基準及び配点

公募型プロポーザルの評価は 1,000 点満点とし、技術点 700 点（販売業務 300 点、端末性能 400 点）と価格点 300 点で構成する。

技術点

「令和 9 年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定技術点審査基準」に基づき、以下の計算式で算出する。

販売業務：全審査委員の平均点 $\times$ 300/400

端末性能：全審査委員の平均点 $\times$ 400/840

価格点

以下の計算式により算出する。

$$[1 - \{ (\text{Chromebook の見積価格}) \times 3 + (\text{Windows の見積価格}) \times 4 + (\text{iPad の見積価格}) \times 2 \}]$$

$$\div \{ (\text{Chromebook の上限価格 85,000}) \times 3 + (\text{Windows の上限価格 100,000}) \times 4 + (\text{iPad の上限価格 85,000}) \times 2 \} \times 300$$

（各端末の後にかけている数字は、各 OS 端末を選択する学校、学科の定員が概ね Chromebook：Windows 端末：iPad＝3：4：2 であるため。）

※ 各点数は、いずれも小数第 2 位を四捨五入する。

(3) 審査結果

審査結果は、プロポーザル参加者に直接通知するとともに、以下の事項については、県ホームページで公表する。審査結果に対する異議申立ては認めない。

- ・プロポーザル全参加者数
- ・選定した協定候補者の名称
- ・プロポーザル全参加者の得点一覧

(ただし、どの参加者の得点か特定できないような表記とする。)

7 提案内容の確認及びプレゼンテーション・質疑

提案書等の仕様が適合することを確認した事業者に対し、プレゼンテーション・質疑を次のとおり実施するものとし、詳細は個別に連絡する。

(1) 日時

令和8年12月10日(木)を予定

(2) 場所

富山県民会館又は富山県庁を予定

ただし、オンライン(Zoom)での参加も可能とする。

(3) 実施方法

- ①所要時間は30分以内(説明20分、質疑10分)とする。
- ②プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容に沿って行うこと。
- ③プレゼンテーションの順番は参加申込書の提出順とする。
- ④プレゼンテーションの説明者は5名以内とする。オンラインで参加する場合も5名以内とする。
- ⑤参加者は他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ⑥会場にはテレビ又はプロジェクタ・スクリーン、HDMIケーブルを設置する。
- ⑦プレゼンテーション当日の追加資料の配付及び提案書と同時に提出のなかった書類等の提示は認めない
- ⑧指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

8 協定の締結

- (1) 協定候補者と県教委が提案書を踏まえ協議を行い、協定に係る仕様(協定内容及び協定単価等)を確定した上で本業務協定を締結する。
- (2) 協定候補者と県教委との間で協議が整わない場合、審査結果において技術点と価格点の合計が次点であったプロポーザル参加者を協定候補者として協議を行う。

9 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- (2) 参加申込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。

- ①所定の日時までに、提出すべき書類を指定された書式・方法で提出しなかった場合
- ②本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- ③本要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - (イ) 提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 協定業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。協定業務終了後も同様とする。
- (5) 提出書類に不整合があった場合、購入者又は県教委に有利な内容を正とする。

10 事務担当

富山県教育委員会 教育企画課 ICT 教育推進係

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

TEL : 076-444-4511

Email : akyoikukikaku@pref.toyama.lg.jp